

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月9日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第2号

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第 2 号

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年北上地区消防組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 7 条 <u>削除</u>	<p><u>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</u></p> <p>第 7 条 <u>任命権者は、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</u></p>

3 前項に規定するもののほか、同項の規定により勤務を命ず
ることができる時間数その他の正規の勤務時間以外の時間
における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月9日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

提案理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国家公務員の例に準じて職員の時間外勤務について定めようとするものである。